

算定体制状況届出等の手続について

提出期限は、令和6年4月9日(火)です。

介護給付費に係る加算等の算定体制状況の届出について、令和6年4月算定分に限り、上記のとおりの取扱としますので、御注意ください。

■対象事業所等

- (1) 令和6年4月1日から新たに設定される加算等を算定する事業所等
- (2) 既存の加算であっても、その算定要件が変わる加算の取得を継続しようとする事業所等
- (3) 既存加算等の算定を変更する事業所等

※1 加算の算定内容に変更がない事業所等においては、提出の必要はありません。

※2 令和6年4月1日に新規指定を受けた又は指定を更新した事業所については、変更の有無に関わらず、新様式による算定体制等状況一覧表（加算を算定している場合には当該加算の添付書類）について提出が必要です。

■提出先

所管の健康福祉センター

※ 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所等に係る取扱については、所在地の市町介護保険担当課に御確認下さい。

■提出書類及び記載上の留意事項

①指定事項等変更届（令和6年3月31日まで）

変更届出書（令和6年4月1日以降）

- ・記載例を参考にしてください。

②介護給付費算定に係る体制状況一覧表

- ・変更箇所について、該当する番号の横の口を■にしてください。
（加算算定の内容が届出済みの内容と変更がない場合は、記入不要です。）

③所定の添付書類

- ・②の「備考」をよく読んで、必要な書類等を添付してください。
- ・変更がない算定体制（加算）については、添付書類の提出は不要です。

様式については、「かいごへるぷやまぐち」に掲載しておりますので、ダウンロードして御利用ください。

なお、令和6年6月算定分の介護給付費に係る加算等の算定体制状況の届出（（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）居宅療養管理指導・通所リハビリテーションの令和6年度介護報酬改定対応分）については、通常通り前月15日（令和6年5月15日）までに所管の健康福祉センター提出してください。

※介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算並びに令和6年6月からの介護職員等処遇改善加算に係る算定体制状況の届出の提出期限については、資料5-1参照